

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
KX-007	軌道上での自国衛星の監視・防衛技術に関する研究（測距）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和10年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年11月21日（金）（10:30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級かわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年11月4日（火）12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値以下の中の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上 2件 1件	15 10 5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上 7～8人 5～6人 3～4人 1～2人	15 12 9 6 3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上 9～10人 7～8人 5～6人 3～4人 1～2人	6 5 4 3 2 1

注：1 特許には、海外で取得したものも含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-S t a r t u p 又はJ-S t a r t u p 地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件（仕様書1.4 a)～f)に定める本業務の実施体制並びに仕様書4.4(1)～(3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること
(提出期限： 令和7年11月6日(木) 12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。)。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年11月19日(水)までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小

企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

適合条件

1. 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 衛星搭載型高出力パルスレーザの開発経験を有すること。
- b) 過去5年以内に国又は国立研究開発法人から、パルスレーザを搭載した衛星システムに関する概念設計の受注実績を有すること。
- c) 過去5年以内に国又は国立研究開発法人が実施する衛星搭載型超短パルスレーザシステムの研究開発に従事した実績を有すること。

2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

a) 書類の形式

1の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえで綴るものとする。

b) 提出部数

各1部

c) 提出期限

令和7年11月6日（木）12：00

d) 虚偽がないものとする。

e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。

f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の17時15分までとする。

仕様書

1 / 8

品 件 名	軌道上での自国衛星の監視・防衛技術に関する研究（測距）	作成年月日	令和7年10月14日
		作成部課名	防衛政策局戦略企画参事官

1 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、「軌道上での自国衛星の監視・防衛技術に関する研究（測距）（以下「本実証」という。）」について規定するものである。

1. 2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	超短パルスレーザ	超短パルスのパルス幅をもったレーザのこと。断続的に照射する方式で一般に高いピーク出力が出せる。
2	超短パルス	100ps以下のパルス幅のこと
3	宇宙システム	通信・観測・測位等のための人工衛星、その運用に必要な地上設備、打上げ用のロケットや射場及び軌道上物体の観測のための観測設備等のシステム全般のこと。
4	概念設計	システムの運用方針を明確化し、以降のシステム設計に必要な運用要求に対する仕様等を示す設計行為の一つ
5	SDA	Space Domain Awareness の略。宇宙物体の位置や軌道等を把握することに加え、宇宙機の運用・利用状況及びその意図や能力を把握すること。
6	EM	Engineering Model の略。基本設計に基づき製造し、機能・性能・環境試験に供することで設計の妥当性を確認し、次の詳細設計段階に移行するための設計を固めるためのデータを取得するためのモデル
7	PFM	Proto-Flight Model の略。設計に問題がないことを確認するとともに、打上げ用の実機としての品質を備えていることを確認するためのモデル

1. 3 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

1. 3. 1 引用文書

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）及び同関連規則
- (2) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）及び同関連規則
- (3) 特許法（昭和34年法律第121号）及び同関連規則
- (4) 知的財産基本法（平成14年法律第122号）及び同関連規則
- (5) 電波法（昭和25年法律第131号）及び同関連規則
- (6) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装
庁（事）第137号。令和4年3月31日。）
- (7) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）

1. 4 契約相手方の条件

契約相手方は、本事業の実施に当たって次の体制を確保していること。

- a) 衛星搭載型高出力パルスレーザの開発経験を有すること。
- b) 過去5年以内に国又は国立研究開発法人から、パルスレーザを搭載した衛星システム
に関する概念設計の受注実績を有すること。
- c) 過去5年以内に国又は国立研究開発法人が実施する衛星搭載型超短パルスレーザシ
ステムの研究開発に従事した実績を有すること。
- d) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に
行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- e) 前記c)の業務従事者が前記に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は
背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）等
を有すること。
- f) 前記d)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に
対応できる態勢にあること。

2 本実証に関する要求

2. 1 概要

近年、宇宙空間における安全保障環境は急速に変化しており、宇宙空間の利用における脅威やリスクも拡大している。そのような中、我が国の重要な宇宙システムをこれら脅威から
守るための技術の確立が急務となっている。

上記の背景を踏まえ、本実証では、軌道上での脅威から我が国の衛星を守るために必要となる技術として、パルスレーザによる測距機能の高性能化にかかる地上実証を行う。本実証を行うことで、将来の SDA 衛星等の機能性能向上の資とする。

2. 2 本実証の内容

本実証で実施する項目は次の通りとする。なお、追加で検討の必要がある事項について行うことを妨げるものではない。

2. 2. 1 概念設計

- (1) 表 2 に示す基準仕様を前提として、測距用パルスレーザシステムを搭載した衛星の運用構想を検討し、衛星システム及び衛星管制・運用のための地上システムの機能・性能、システムの全体構成を検討すること。
- (2) 上記(1)の検討結果に基づき、測距用パルスレーザシステムの最適な詳細仕様を検討すること。運用構想を実現する上で主要な仕様項目については、地上試験データ等に基づく技術的実現性の根拠を示すとともに、官側と十分に調整の上、検討すること。

表 2 基準仕様

項目	基準		備考
測距用 パルスレーザ システム	質量	100kg 以下	静止軌道衛星へ搭載することを想定し、可能な限り小型化を図ること
	寸法	1000 mm × 1000 mm × 1500 mm 以下	
	電力	250W 以下	
レーザ部	パルス幅	超短パルス以下	パルスエネルギー等の詳細仕様については、概念設計結果を踏まえ最適解を設定すること
	波長	1 μm 程度	
望遠鏡部	光学系方式	反射望遠鏡（オフセットカセグレン式もしくはリッチャー・クレチアン式等）	詳細仕様については、概念設計結果を踏まえ最適解を設定すること
	主鏡口径	40 cm 程度	
	焦点調整機構	あり	

2. 2. 2 レーザ部の要素試作評価

- (1) 2.2.1 項で検討した測距用パルスレーザシステムの仕様に基づき、レーザ部の主要構成要素の技術的実現性を確認するための試作評価モデルの設計および評価試験計画の検討を実施すること。また、静止軌道衛星へ搭載することを念頭に部品等の耐放射線性の調査を行い、必要に応じて、宇宙環境への適用可否を評価す

るための耐放射線試験の実施を検討すること。

- (2) 試作評価モデルの設計結果、評価試験計画の検討結果および部品等の耐放射線試験の検討結果について、要素試作評価計画書としてまとめ、官側の確認を受けること。なお、要素試作評価計画書には、以下の試験を含めること。
 - ① レーザ発振器・増幅器の光学的性能試験
 - ② 電源制御装置の電気性能試験
 - ③ 部品等の耐放射線試験
- (3) 上記(2)の要素試作評価計画書に基づき、試作評価モデルの製造および評価試験の実施に向けた準備を行うこと。
- (4) 上記(2)の要素試作評価計画書に基づき、上記(3)で製造した試作評価モデルを用いて、各種評価試験を実施すること。

2. 2. 3 望遠鏡部の要素試作評価

- (1) 2.2.1項で検討した測距用パルスレーザシステムの仕様に基づき、望遠鏡部の主要構成要素の技術的実現性を確認するための試作評価モデルの設計および評価試験計画の検討を実施すること。なお、ビームステアリング機構の実現性検討も行った上で最適な構成を検討すること。また、静止軌道衛星へ搭載することを念頭に部品等の耐放射線性の調査を行い、必要に応じて、宇宙環境への適用可否を評価するための耐放射線試験の実施を検討すること。
- (2) 試作評価モデルの設計結果、評価試験計画の検討結果および部品等の耐放射線試験の検討結果について、要素試作評価計画書としてまとめ、官側の確認を受けること。なお、要素試作評価計画書には、以下の試験を含めること。
 - ① 主鏡・副鏡の鏡面コーティング応力評価試験
 - ② 焦点調整機構の駆動性能試験
 - ③ 光学系の光学特性試験
- (3) 上記(2)の要素試作評価計画書に基づき、試作評価モデルの製造および評価試験の実施に向けた準備を行うこと。
- (4) 上記(2)の要素試作評価計画書に基づき、上記(3)で製造した試作評価モデルを用いて、各種評価試験を実施すること。

2. 2. 4 測距用パルスレーザシステムの技術的実現性の評価

2.2.1項～2.2.3項の結果を踏まえ、衛星搭載型の測距用パルスレーザシステムの技術的実現性を評価し、実現可能な測距用パルスレーザシステムの仕様、EM 製造に向けた課題とその対応策、衛星システム側とのインターフェース条件および PFM 製造までの開発計画をまとめること。

2. 3 作業実施計画書の作成

契約相手方は、契約締結後速やかに、本実証に関する実施体制、実施スケジュール等を記載した作業実施計画書を作成し、提出すること。作成にあたっては、あらかじめ官側と調整を行うこと。

2. 4 官民調整会の実施

契約相手方は、官側と調整の上、月1回程度を基準に官民調整会を実施し、進捗状況、本実証を進めていく上での課題並びに対策及び、じ後の本実証の方向性について調整するものとする。

官民調整会には、官側及び契約相手方が参加するほか、契約相手方が本実証の実施に際して第三者と契約を締結し、本実証作業に参加させている場合、官側の確認を得た上で当該第三者が参加できるものとする。官民調整会終了後、契約相手方は、速やかに議事録を官側に提出するものとする。

2. 5 成果報告会の実施

契約相手方は、表3に示す成果報告会を実施するものとする

表3 成果報告会

名称	実施場所	実施時期	備考
成果報告会	防衛省 市ヶ谷地区	令和10年3月(基準)	

- a) 議事録を作成するものとする。議事録は1部を電子データで官に送付するものとする。
- b) 使用する資料はMicrosoft® Word、同Excel、同PowerPointを使用して作成するとともに電子データ(CD-R又はDVD)にて提出すること。
- c) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするよう努め、通信工学及び宇宙工学の知見を有さない者等にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。

3. 品質保証

3. 1 監督・検査

監督・検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4. その他指示

4. 1 提出書類及び納入品

契約相手方は、表4に示す提出書類及び表5に示す納入品を官側に提出すること。な

お、ドキュメントは、1部は紙媒体、もう1部は電子媒体（CD-R、又はDVD-R）とし、Microsoft® Word又はPowerPointと互換性のある閲覧及び編集可能なファイル形式を基準とする。ただし、官民調整会議資料及び官民調整会議議事録については、Eメールでの送付も可とする。

- a) 連絡調整会や成果報告会等の場における官側からの指摘事項について、提出書類及び納入品に反映するものとする。
- b) 技術的な説明に関しては内容や書きぶりを平易にするように努め、宇宙工学の知見を有さない者にも理解が容易になるように専門用語の使用を極力限定するなど、理解を容易にする措置を十分に講じるものとする。
- c) 取材先及び協力先がある場合は、そのリストを掲載するものとする。
- d) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。
なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。また、これらの標記の方法については、国際安全保障学会の執筆要綱に準拠するものとする。
- e) 不正競争防止法等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。
- f) 提出書類及び納入品は、部外の求めに応じて開示することがあり得るので、取材先及び協力先との関係等の理由で開示が不適当な事項については、不適当である理由を別途とりまとめて1部提出するものとする。
- g) 提出書類及び納入品は、A4版で製本し、表紙及び背表紙にタイトルを印刷すること。また、市販ソフトウェアで閲覧編集可能な形式で電子データ（CD-RまたはDVD-R）にて提出するものとする。

表4 提出書類

番号	名称	数量	提出場所	提出時期	備考
1	作業実施計画書	2部	防衛政策局 戦略企画参事官	契約後速やかに	
2	官民調整会議資料			官民調整会議時	
3	官民調整会議議事録			官民調整会議後 速やかに	
4	要素試作評価計画書			実施スケジュール に従う	

表5 納入品

番号	名称	数量	提出場所	提出時期	備考
1	成果報告書	2部	防衛政策局 戦略企画参事官	令和10年3月31日	

4. 2 実施上の注意事項

契約相手方は、本実証に当たって、詳細にわたり官と密接な連絡を保つとともに、適宜、官との調整を行い、良好な成果が得られるように努めること。

4. 3 官の支援

契約相手方は、この契約を履行するにあたり、官側の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官側と十分調整の上、官側の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

4. 4 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）、その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、1.3.1項（6）装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。）における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- (1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保証する履行体制
- (2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保証する履行体制
- (3) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制

4. 5 器材等

契約相手方は、本事業に必要な器材等を準備するものとする。ただし、契約相手方は、防衛省市ヶ谷地区で本業務を実施する上で必要な場合には、官側と調整の上、器材の貸付けを受けることができるものとする。

4. 6 知的財産権及びその他の権利

- a) 契約相手方は、本役務の履行に際して、第三者が有する知的財産権を侵害しないことを確認するものとする。
- b) 契約相手方は、本役務の履行に際して、必要不可欠な限度において、第三者が著作権を有するものを適法に利用して、提出書類を作成することができるものとする。この場合において、前号の規定にかかわらず契約相手方が著作権を官側に移転できないときは、当該部分にその旨を明示するものとする。
- c) 提出書類に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 2 号に該当する情報を記載する場合には、その都度その該当部分を明示するとともに、その理由を記載するものとする。
- d) 契約相手方が、4.4 項に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、官側は契約相手方に対して、その損害につき賠償を請求することができるものとする。
- e) 官側及び契約相手方は、知的財産権の権利の帰属に関し、疑義が生じた場合には、その都度、協議して解決するものとする。

4. 7 その他

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、本仕様書に対して疑義が生じた場合は、官側と協議するものとする。
- b) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 7 年 1 月 28 日閣議決定）」の基準を満たすことであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	防戦第9号（令和7年10月14日）
	調 達 要 求 番 号	一
	調 達 要 求 年 月 日	令和7年10月14日
	作 成 部 課	防衛政策局戦略企画参事官
	作 成 年 月	令和7年10月14日
品 名	軌道上での自国衛星の監視・防御技術に関する研究（測距）	
仕 様 書 番 号	一	

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
・成果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書 2.2.1 項 概念設計の(1)項における「測距用パルスレーザシステムを搭載した衛星の運用構想」に関する情報 ・ 仕様書 2.2.1 項 概念設計の(2)項における「測距用パルスレーザシステムの最適な詳細仕様」に関する情報 ・ 仕様書 2.2.4 項測距用パルスレーザシステムの技術的実現性の評価における「実現可能な測距用パルスレーザシステムの仕様」に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推される場合は保護の対象とする ・ 検討中資料において、官から提供された保護すべき情報が類推できるものについては、保護すべき情報としての取扱いが必要 ・ 企業において作成する情報から、官から提供された「保護すべき情報」が類推できる場合は、その作成された情報は、保護すべき情報となることに留意する。 	
・今後の具体的政策・運用構想に係る情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報 		

・上記の 他、官が特 に指定する もの	・官側から提供する資料のうち、 官が特に指定するもの		
------------------------------	-------------------------------	--	--

3 特記事項

なし